

沿岸広域振興局長告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年1月12日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
補助幹線道路 16-1	509.810	16.00	平成27年12月18日
区画道路 6-19	153.428	6.00	〃
区画道路 6-68	40.000	6.00	〃
区画道路 6-55	329.856	6.00	〃
区画道路 6-67	108.942	6.00	〃
幹線街路 3・4・3 大石沖脇の沢線	602.100	20.00	平成27年12月21日
幹線街路 17-2 高田西幹線	86.960	17.00	〃
区画街路 17-3 裏田橋通り線	453.700	17.00	〃
区画街路 20-1 駅前通り線	176.511	20.00	〃
区画街路 20-2 駅前通り線	32.602	20.00	〃
区画街路 16-2 七夕ロード	202.837	16.00	〃
区画街路 16-3 本丸公園通り線	176.504	16.00	〃
区画街路 8-9	108.284	8.00	〃
区画街路 8-10	64.140	8.00	〃
区画街路 8-11	38.004	8.00	〃
区画街路 8-12	50.360	8.00	〃
区画街路 8-13	239.469	8.00	〃
区画街路 8-14	43.260	8.00	〃
区画街路 6-83	92.389	6.00	〃
歩行者専用道路 4-23	24.577	4.00	〃
歩行者専用道路 4-24	50.360	4.00	〃
歩行者専用道路 4-33	180.776	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。